4月11日(月)からの新型コロナウイルス感染症対応について(連絡)

政府によるまん延防止等重点措置が3月6日(日)で解除されましたが、広島県における感染状況 は高い水準が続いています。

ついては、4月11日(月)以降の授業・課外活動等は、下記のとおりとしますので、確認してください。

なお、この方針は、今後の感染の拡大状況や行政による対策の変更等によって見直す場合がありま すので、大学からの連絡は随時確認するようにしてください。

1.授業(集中講義・補講)実施について

(1)4月11日(月)からは、対面形式の授業実施を原則とします。

ただし、授業内容の特性や受講者数によって適切な感染予防策を講じることが難しい授業科目 については、オンライン等による非対面形式で実施することがあります。

非対面形式で実施する授業科目については、授業開始前までに連絡します。

なお、教養教育科目・司書科目のうち、以下については、全回非対面形式で実施されます。 {メディアと社会(前後期)、図書館情報技術論(前期)}

(2) 対面授業の受講に際して基礎疾患等により、新型コロナウイルス感染症への感染不安がある場合は、指定用紙(対面授業配慮申請書)にて申請してください。

2.対面授業実施に際しての注意事項

- (1) **体温測定** 体温が37 度以上ならびに風邪症状等による体調不良者は、理由の如何を問わず(原 因特定が難しいため)、速やかに医療受診し、体調不良が改善するまで登校しないでくださ い。体温測定する体温計は、各自で用意し、登校前に計測してください。
- (2) マスクの着用 授業に出席する場合は、マスクを着用してください。ただし、実技の授業については、授業担当教員の指示に従ってください。
- (3) **教室の換気** 授業時間中は可能な限り、ドアや窓を開けて空気を入れ替えてください。 また、授業終了後も次の授業に備えるため、引き続き教室のドア・窓は開けておいてください。
- (4) **教室の着座位置** 可能な限り横及び縦位置が連続しない場所に着座するなど、間隔をあけて座ってください。
- (5) 消毒 建物入り口または各教室に設置しているアルコールで手指を消毒した後に入室してください。また、退室時には、教室に準備してある消毒液とペーパータオルを用いて、自分が使用した机・椅子及びその周辺の消毒をお願いします。

3. その他の学生生活について

- (1) **キャンパスへの入構** 対面授業への出席や学修のために必要な学内施設の利用及び諸手続き、課外活動等のためのキャンパスへの入構は許可します。ただし、これ以外の不要な通学やキャンパス入構は、引き続き控えるようにしてください。
- (2) **学内施設の使用** 図書館、学習支援室・ILS・教職資料室、情報処理演習室(251 教室)等の利用は、着座位置が接近しないようにしてください。 なお、図書館、情報処理演習室の利用は、それぞれの指示に従って利用してください。
- (3) **飲食場所について** 以下の教室での飲食は禁止です。飲食場所としては、文教ホール I・文教ホール II を中心に飲食禁止教室以外で三密を避け利用してください。

1号館:ICT教育実践室、教職資料室

2号館:251教室、252教室、253教室

5号館:ピアノ教室、521教室(器楽室)、531教室(ML教室)

6号館:学習支援室、ILS1、ILS2

7号館:介護実習室、介護入浴実習室

8号館:SALC、831~835教室

附属図書館:全館

- (4) **クラブ・サークル活動について** 感染予防対策を徹底した上で、学内での活動を原則とし、次のとおり行うこととします。
 - ①活動3日前(土日祝日を除く)までに所定の届出(クラブ・サークル活動申請書、施設使用願)を学生サポート課へ提出し、許可を得ること。感染予防対策が不十分な場合、また届け出た予防対策を順守していない場合は、許可を取り消すことがある。
 - ②活動時間は4時間以内(準備・後片付け時間含む。昼食時間を挟まない)とする。
 - ③学外及び県をまたいでの活動や宿泊を伴う活動は原則禁止する。ただし、対外試合等の大会については、事前に所定の届出及び大会要項、大会の感染予防策を学生サポート課へ提出し、感染予防対策を徹底した上で参加することができる。

また、練習試合については、県内で行われ、宿泊を伴わないものであれば、事前に所定の届 出を学生サポート課へ提出し、感染予防対策を徹底した上で参加することができる。

- ④必ず各クラブ・サークル顧問の同意を得た上で活動すること。
- ⑤クラブハウスの利用は短時間での着替えのみとし、飲食は禁止とする。
- (5) **ボランティア活動について** 感染予防対策を徹底した上での活動をお願いします。 ただし、県外での活動は原則として禁止します。

主催者や募集元の感染予防対策を事前に確認した上で、個人でも予防対策を徹底してください。なお、活動3日前(土日祝を除く)までに所定の届出用紙を学生サポート課へ提出し、許可を得ること。

- (6) **イベントへの参加** コンサート、ライブ及びスポーツ観戦等、人が密集する可能性のあるイベント等への参加は、自粛してください。
- (7) **会食の自粛** 同居家族以外の人との会食は引き続き、自粛してください。併せて、クラブ・サークル等における懇親会等の開催も引き続き禁止します。

例:同居家族以外の人との会食や個人宅での会合、カラオケでの飲食等。また、屋外での会食

も同様にリスクがありますので、こちらも自粛をお願いします。

- (8) アルバイト 自身の感染予防・感染拡大防止対策(マスク着用、手指の消毒など)を十分に行い、勤務先では極力「3つの密」を避け、社会的距離を取るなどの行動に努めてください。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大に乗じ、不安につけ込んだ"闇バイト"(違法労働・犯罪行為加担など)の実態も報道されています。経済的な事情などにより、新たなアルバイト先を探す場合は、業務内容や労働条件などを十分に確認してください。
- (9) **移動の自粛** 「まん延防止等重点措置」等の行動制限が行われている地域への不要不急の移動 (旅行等) や、施設の利用は自粛してください。
- (10) **寮生活** まん延防止等重点措置は解除されましたが、「寮生活における指針」は基本的な感性症対 策でもあることから、適用を継続します。ただし、学外での行動に関しては、指針を「禁止」か ら「自粛」へ変更します。

4. 新型コロナウイルス感染症について

(1) 感染の不安がある無症状の方を対象に広島県では PCR 検査を実施しています。広島県のホームページを確認の上、活用してください。 (広島県が実施する PCR 検査では、陰性証明書は発行されません)

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/hiroshimapcrcenter.html

※症状のある方は受けられません。医療機関を受診してください。

- (2) 相談窓口について(積極ガードダイヤル) 広島県では24時間対応の相談窓口が設定されています。新型コロナウイルス感染症は、風邪やインフルエンザの症状とよく似ており、症状も様々であるため、判別は困難です。軽い風邪症状でも感染していた症例も見られます。周囲の方へ感染させないためには医療機関を早く受診することが重要です。体調が悪い時は「かかりつけ医」か「県ホームページに掲載の診療・検査医療機関」か「積極ガードダイヤル」に早めにまず電話で相談しましょう。
 - ・積極ガードダイヤル https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/guard-dial/
 - ・積極ガードダイヤル(受診・相談センター)一覧
 - 広島市: 082-241-4566 (広島市各保健センター)
 - 呉市:0823-22-5858(呉市保健所)
 - 福山市:084-928-1350(福山市保健所)
 - 広島市、呉市、福山市以外の市町:082-513-2567(県の保健所・支所)
- (3) 新型コロナウイルスに罹患した場合の大学への報告 万一、学生本人や同居しているご家族の 方が罹患された場合や新型コロナウイルス感染症の疑いで PCR 検査(医療機関)をした場合、あ るいは濃厚接触者に該当すると判断された場合、その他、緊急に相談したい場合、速やかに下 記メールアドレスを使い大学に連絡してください。なお、「アルバイト先で感染者が出た」、 「クラスターが発生した」といった場合にも、(濃厚接触者としての認定の如何にかかわら ず)必ず下記に連絡するようにしてください。
 - ・罹患連絡専用メールアドレス:renraku@h-bunkyo.ac.jp
- 5.この方針の適用期間 4月11日(月)から前期終了まで
 - ※新型コロナウイルス感染症の感染状況により適用期間の変更をする場合があります。